

2025年5月8日

各 位

会 社 名 J F Eホールディングス株式会社  
代 表 者 代表取締役社長 北野嘉久  
(コード：5411)  
問 合 せ 先 I R部広報室長  
高見 朋子  
電 話 番 号 03-3597-3842 (代)

## 取締役等に対する中長期業績連動型株式報酬制度の継続および一部改定に関するお知らせ

当社は、2025年2月6日付で公表しております「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」のとおり、監査等委員会設置会社への移行が2025年6月25日開催の第23回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）で承認可決されることを前提に、本日開催の取締役会において、当社の取締役と執行役員を対象とする中長期業績に連動する株式報酬制度の継続と一部改定ならびに事業会社であるJFEスチール株式会社、JFEエンジニアリング株式会社およびJFE商事株式会社の取締役と執行役員を対象とする中長期業績に連動する株式報酬制度を一部改定する（以下、「本改定」といいます。）ことを決議し、当社取締役に対する株式報酬制度に関する議案を本株主総会に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 当社グループの株式報酬制度

- (1) 当社は「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust））」と称される仕組みを活用して当社および事業会社の取締役および執行役員（対象者の詳細その他、従前の本制度の内容につきましては、2021年5月7日に発表しております「取締役等に対する中長期業績連動型株式報酬制度の一部改定に関するお知らせ」をご参照ください。）に対し当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）を給付する報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を、2018年6月21日に開催された第16回定時株主総会での承認を経て導入いたしました。また、2021年6月25日開催の第19回定時株主総会（以下、「前株主総会」といいます。）において、本制度の対象となる当社の取締役に対する報酬の額および内容の一部改定についてご承認をいただき、今日に至っております。

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、対象となる当社グループの取締役および執行役員に対して、当社および事業会社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式等が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。

- (2) 本改定後の本制度の具体的な対象者は、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。）と取締役を兼務しない執行役員（国内非居住者を除きます。）、ならびに事業会社である J F E スチール株式会社、J F E エンジニアリング株式会社および J F E 商事株式会社の取締役（業務執行取締役に限ります。）と取締役を兼務しない執行役員（国内非居住者を除きます。）とします（以下、対象者を総称して「当社グループ取締役等」といいます。）。

## 2. 背景および目的

- (1) 本制度は、当社グループ取締役等に対し中期経営計画に掲げる業績目標の達成度等に応じて当社株式等を給付することにより、報酬と当社グループの業績および株式価値との連動性をより明確にするものです。本制度を通じて、株主の皆様との価値共有を一層促進し、当社グループ取締役等の中長期的な企業価値の向上に貢献する意識を高めることを目的としております。
- (2) 当社は、監査等委員会設置会社へ移行することに伴い、現在の取締役に対する本制度に係る報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除き、以下、「取締役」といいます。）に対する本制度に係る報酬枠を改めて設定のうえ、本制度を継続したいと存じます。加えて、本日、当社グループは、2025～2027 年度のグループの事業運営の指針となる第 8 次中期経営計画を発表いたしました。当社グループ取締役等の報酬と当社の業績および株式価値との連動性を高めることにより、本制度の目的をより一層実現するべく、本制度を一部改定するとともに、本制度のうち中期経営計画に掲げる業績目標の達成度等に応じて当社株式等の給付を行う業績連動部分については、第 8 次中期経営計画に掲げる目標等に応じて業績指標を変更いたします。

なお、本制度の継続および一部改定については、監査等委員会設置会社への移行を前提に本株主総会終結後の当社取締役会において変更することを決議予定の「当社取締役および執行役員の報酬に関する基本方針」およびこれに基づく「当社取締役および執行役員の個人別報酬の決定方針」に従い、報酬委員会の審議および答申を踏まえ、取締役会の決議を得ております。

- (3) 今回の継続および一部改定は、本株主総会において、本制度に係る報酬枠設定に関する議案の承認を得ることを条件といたします。

## 3. 改定後の本制度の内容

改定後の本制度の内容は以下を予定しております。（主な改定箇所は下線の通りです。従前の本制度の内容につきましては、2021 年 5 月 7 日に発表しております「取締役等に対する中長期業績連動型株式報酬制度の一部改定に関するお知らせ」をご参照ください。）

<https://www.jfe-holdings.co.jp/uploads/2020-setumei210507-03.pdf>

### (1) 本制度の概要

本制度は、前株主総会における決議に基づき、第7次中期経営計画の対象となる2021年度から2024年度までの4事業年度（以下、当該4事業年度にわたる期間を「前対象期間」といい、前対象期間の経過後に開始する第8次中期経営計画の対象となる2025年度から2027年度までの3事業年度の期間を「本対象期間」といいます。また、本対象期間および本対象期間の経過後に開始する中期経営計画の対象となる期間をそれぞれ「対象期間」といいます。）およびその後の各対象期間を対象としております。また、対象期間は今後の中期経営計画の対象となる期間に相当する期間を1事業年度から5事業年度の間で設定いたします。

本制度の構成	業績連動部分	対象期間の中期経営計画に掲げる業績目標の達成度等に応じて、当社株式等を給付（※1） *事業会社がセグメント利益において損失を計上した場合、当該事業会社の対象者への当該事業年度分の給付は行いません。
	在任期間部分	会社毎・役位毎の在任期間に応じて当社株式等を給付
本制度の対象者		・当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。）および事業会社の取締役（業務執行取締役に限ります。） ・当社および事業会社の取締役を兼務しない執行役員（国内非居住者を除きます。）
当社が信託に拠出する金銭の上限		1事業年度当たり18億円×当該対象期間に係る事業年度数 （うち当社取締役分は1事業年度当たり2億円×当該対象期間に係る事業年度数）
信託が取得し、給付の対象となる当社株式数の上限		1事業年度当たり290万株×当該対象期間に係る事業年度数 （うち当社取締役分は1事業年度当たり32万株×当該対象期間に係る事業年度数）
信託による当社株式の取得方法		取引所市場を通じた取得または当社の自己株式処分の引き受け
当社株式等の給付時期		原則として当社グループ取締役等退任時

※1 業績連動部分について、本対象期間においては、第8次中期経営計画に掲げる親会社所有者帰属持分当期利益率（以下、「ROE」といいます。）および当社の株主総利回りを配当込み TOPIX の株主総利回りと比較して算出した相対的な数値（以下、「相対 TSR」といいます。）を業績指標とし、業績目標達成時を100%として、各事業年度分の給付水準を0～200%の範囲で変動させます。

### (2) 本制度の一部改定に係る本株主総会決議

当社は、本株主総会において、本制度に基づく当社取締役に対する報酬として本信託へ拠出する金額の上限および取得株式数（下記（4）に定めます。）の上限その他必要な事項を決議した上で本制度を実施します。

### (3) 信託期間

2018年8月16日から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

(4) 当社が当社グループ取締役等を対象として本信託に拠出する金銭の上限額および本信託から給付が行われる当社株式（換価処分の対象となる株式を含みます。）の上限株式数

当社は、本対象期間およびその後の各対象期間を対象として本制度を継続し、当社グループ取締役等への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします（※2）。

当社は、当社グループ取締役等に対して給付する当社株式等の原資として、対象期間ごとに1事業年度当たり18億円に当該対象期間に係る事業年度数を乗じた額（うち当社の取締役分として1事業年度当たり2億円に当該対象期間に係る事業年度の数乗じた額）を上限とする金銭を本信託に拠出するものとします。当社の取締役分としての上限額は、本総会終了後の取締役の員数および今後の取締役の改選を考慮し、最高評価（目標達成水準を100%として200%に相当）となる場合の報酬額として算出しています。

なお、各対象期間にかかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式および金銭（以下、あわせて「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額（当社株式については、当該対象期間の直前の事業年度の末日における帳簿価格とする。）を上記上限額から控除した金額をもって、当該対象期間に対応する追加拠出額の上限とします。上記残存株式等の算出にあたっては、信託財産内に残存する当社株式から、当該追加拠出の対象期間の開始前に当社グループ取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式であって、当社グループ取締役等に対する給付が未了であるものを除くものとします。

また、本信託において下記（7）により当社グループ取締役等に給付される当社株式（換価処分の対象となる株式数を含む。）の総数は、各対象期間当たり1事業年度当たり290万株に当該対象期間に係る事業年度の数乗じた数（うち当社の取締役分として1事業年度当たり32万株に当該対象期間に係る事業年度の数乗じた数）を上限とします。この株数は、上記の拠出金の上限額をふまえて、当社の株価等を参考に設定しております。

※2 当社が本信託に拠出する金銭は、事業会社分を含むものとし、事業会社は、当該会社の対象者に給付がなされた都度、当社に対して一定の精算金を支払うものとします。

(5) 当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、上記（4）により拠出された金銭を原資として、取引所市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとし、新株発行は行いません。本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

(6) 当社グループ取締役等に給付される当社株式等の数および額の算定方法

当社グループ取締役等には、各事業年度に関して、各社の役員株式給付規程に基づき、役員、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。当社グループ取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、290万ポイント（うち、当社の取締役分として32万ポイント）を上限とします。

事業年度毎に付与されたポイント数は、原則として、当該当社グループ取締役等の退任時まで累積されます。この累積したポイント数に退任事由別に設定された所定の係数（1を超えないも

のとします。)を乗じて得たポイント数(以下、「確定ポイント数」といいます。)を1ポイント当たり当社普通株式1株に換算して、下記(7)の通り、当社株式等を給付します(ただし、今後当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限および付与済みのポイント数または換算比率について合理的な調整を行います。)

なお、本対象期間における各事業年度の付与ポイント数の算定方法は、以下の通りです。

① 業績連動部分

業績連動部分の算定にあたっては、株主資本コストを意識し、株主の皆様と目線を同じくして長期的な企業価値向上に資することが重要と考え、第8次中期経営計画において設定したROEの目標値および相対TSRの目標値を指標としております。

具体的には、会社毎・役位毎に定める基準ポイント(以下、「業績連動ポイント」といいます。)に、第8次中期経営計画におけるROE目標および相対TSR目標に対する達成度を乗じて算定します。達成度は目標到達時を100%とし、0%~200%の範囲で変動します。

年間付与ポイント数 = 業績連動ポイント × {(ROE目標に対する達成度(0%~200%) × 70%) + (相対TSR目標に対する達成度(0%~200%) × 30%)}

なお、当該事業年度において事業会社がセグメント利益において損失を計上した場合は、当該事業会社の対象者に対して業績連動部分の付与を行いません。

② 在任期間部分

会社毎・役位毎に定める基準ポイント(以下、「在任期間ポイント」といいます。)に、当該役位の在任期間に応じた調整率を乗じて算定します。当該事業年度に対応する役務提供期間に全期間在任した場合は、調整率が100%となります。

年間付与ポイント数 = 在任期間ポイント

× 当該役位の在任期間に応じた調整率(0%~100%)

(7) 当社株式等の給付

当社グループ取締役等が退任し、各社における役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該当社グループ取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記(6)に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、各社における役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

なお、ポイントの付与を受けた当社グループ取締役等であっても、株主総会または取締役会において解任の決議をされた場合、在任中または退任日から給付が行われる日までの間に一定の非違行為に該当した場合には、当社または事業会社の取締役会決議に基づき、給付を受ける権利を失効させることができます。また、給付を受けた後に一定の非違行為に該当した場

合においても、当社または事業会社の取締役会決議に基づき、当該当社グループ取締役等が受領した株式および金銭に相当する経済価値の返還を請求することができるものとします。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、当社および当社グループ取締役等と利害関係のない団体へ寄附されることとなります。

(10) 信託終了時の取扱い

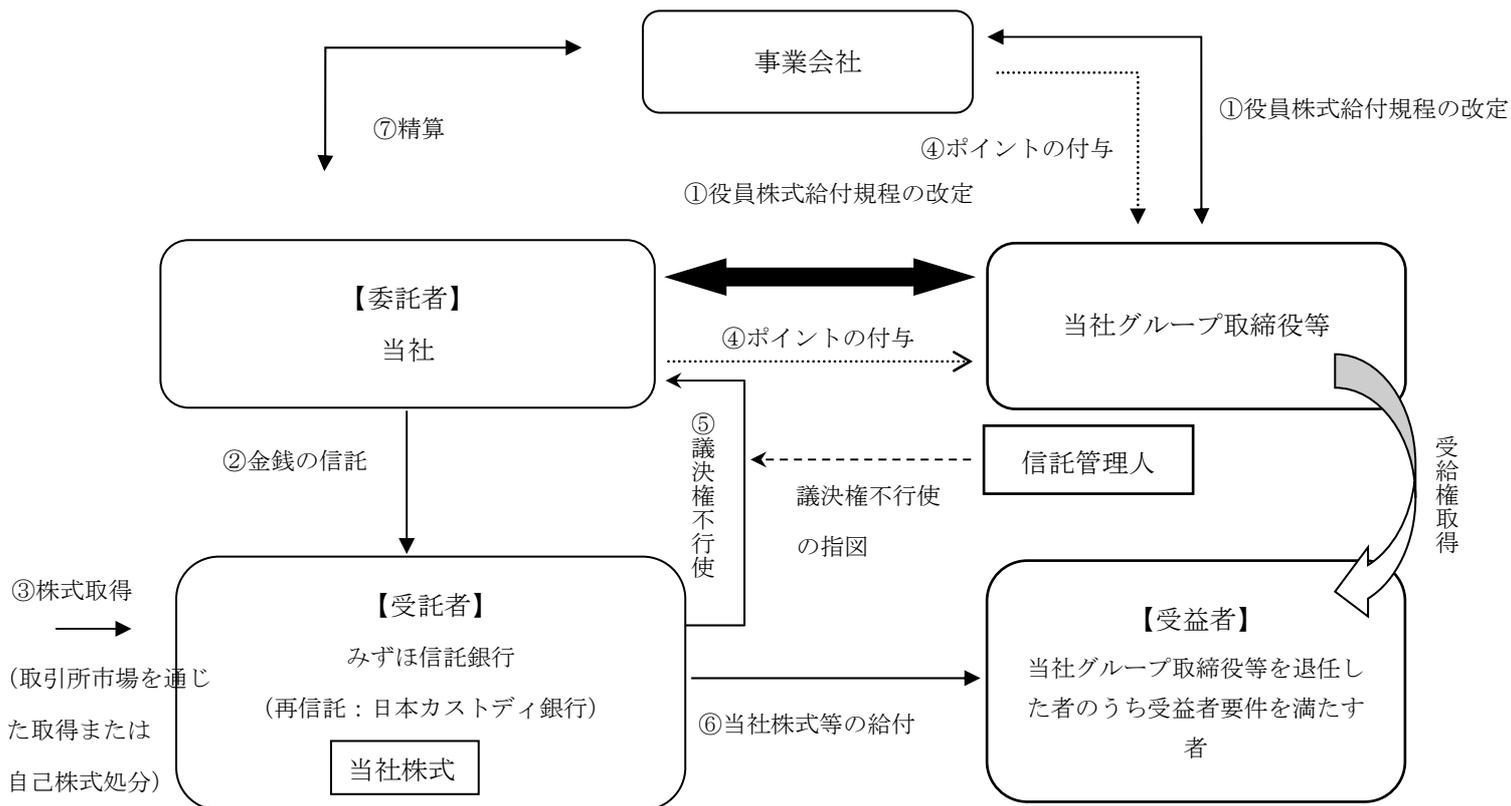
本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(9)により団体に寄附される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

**【本信託の概要】**

- ①名称 : 株式給付信託 (BBT)
- ②委託者 : 当社
- ③受託者 : みずほ信託銀行株式会社  
(再信託受託者: 株式会社日本カストディ銀行)
- ④受益者 : 当社グループ取締役等を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- ⑤信託管理人 : 当社と利害関係のない第三者
- ⑥信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)
- ⑦本信託契約の締結日 : 2018年8月16日
- ⑧金銭を信託する日 : 2018年8月16日
- ⑨信託の期間 : 2018年8月16日から信託が終了するまで  
(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。)

以上

<ご参考：本制度の仕組み>



- ① 当社は、株主総会において当社の取締役を対象とした本制度の一部改定に関する決議を得た上で、執行役員も対象に含めた「役員株式給付規程」を取締役会の決議により改定します。事業会社においても同様に、各社の株主総会および取締役会の決議を得て「役員株式給付規程」を改定します。
- ② 当社は、①の株主総会および取締役会の決議で承認を受けた範囲内で、当社および事業会社分を合わせて金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として、取引市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法により当社株式を取得します。
- ④ 当社および事業会社は、各社の「役員株式給付規程」に基づき当社グループ取締役等にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、当社グループ取締役等を退任した者のうち各社の「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下、「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、当社グループ取締役等が「役員株式給付規程」に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。
- ⑦ 事業会社は、自らの取締役等になされた給付に応じて、当社に対して一定の精算金を支払います。